

経営事項審査に関するお知らせ

総合評定値通知書の有効期限切れに注意！

経営事項審査の有効期限が切れていると、**建設工事の入札に参加できません**ので、有効期限が切れる前に新たな総合評定値通知書の写しを契約課へ提出してください。

建設業法第 27 条の 23【概要】

(経営事項審査)

公共工事を受注しようとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行規則第 18 条の 2【概要】

(経営事項審査の申請等)

経営事項審査は、発注者と請負契約を締結する日の 1 年 7 か月前の直後の営業年度終了の日以降に受けていなければならない。